



## 新型コロナウイルスに対する本学の対応について【第3報】

### 新型コロナウイルスに対する本学の対応について【第3報】

学生・教職員 各位

令和2（2020）年3月30日  
高知大学危機対策本部

#### 新型コロナウイルスに対する本学の対応について更新しましたのでお知らせします。

今後は、以下のとおり対応することとなりましたので、学生（児童・生徒含む。）・教職員においては、当分の間、以下の対応に沿った行動をお願いします。

（更新部分にアンダーラインをしています。）

#### 1. 健康管理について

本学保健管理センターから出された「新型コロナウイルスに対する注意喚起」及びガイドライン等に従って咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努め、新型コロナウイルス相談センター（高知県）（088-823-9300、9時～21時（平日・土日祝日とも））に相談する目安となる症状（①風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く。②強いだるさや息苦しさがある。）がある場合は電話で相談し、結果を保健管理センターならびに所属部局へ報告してください。

以下に該当する場合は、登校または出勤を禁止しますので、速やかに所属部局に報告してください。

- 1) 発熱等の風邪の症状が見られる場合
- 2) 新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触した場合
- 3) 新型コロナウイルスに感染した場合

なお、登校または出勤禁止の取り扱いについては「7. 学業・就業上の取り扱いについて」を参照してください。

#### 2. 行事やイベント等の実施について

感染拡大の防止という観点から、中止または延期が可能なものは中止または延期の措置をとり、当初の計画どおり実施する行事についても、可能な限り参加者数や参加対象者等の見直しを行い、懇親会は中止としてください。また、実施する場合は、参加者へマスクの着用を励行し、風邪のような症状があるものに対しては参加を自粛するよう要請してください。（感染を拡大させるリスクが高いのは、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境だと考えられています。）

#### 3. 国内における出張について

日本国内でも感染が拡大していることから、不要不急の出張は控えてください。特に多数の人が参加する行事やイベント等への参加は中止してください。やむを得ず参加する場合は、感染予防に万全を期してください。

#### 4. 感染が拡大している地域へ渡航する場合について

「感染が拡大している地域」は、外務省海外安全ホームページで公表されている感染症危険情報で、「レベル3（渡航中止勧告）」が出ている地域及び「レベル2（不要不急の渡航中止）」が出ている地域とします。

「レベル3（渡航中止勧告）」が出ている地域への渡航は渡航中止勧告に従うとともに、「レベル2（不要不急の渡航中止）」が出ている地域への不要不急の渡航は事態が沈静化するまで、中止してください。やむを得ず渡航する場合は、事前に「11. 問い合わせ先」に連絡をお願いします。

#### 5. 感染が拡大している地域から帰国する場合について

感染が拡大している地域から帰国する場合は、外国滞在時の健康状態及び日本への帰国時の健康状態（発熱・咳症状の有無）について、速やかに「11. 問い合わせ先」に連絡をお願いします。

「レベル2（不要不急の渡航中止）」が出ている地域からの帰国者は、発熱や咳の症状がないか2週間の経過観察を行うとともに、出来る限り他の人との接触を避けてください。

「レベル3（渡航中止勧告）」が出ている地域からの帰国者は、帰国した日から14日間は登校または出勤を禁止しますので、自宅等で待機し経過観察を行ってください。

日本への入国時に検疫所等の公的機関から、公共交通機関の使用制限や指定する場所での待機要請を受けた者はその指示に従ってください。待機要請を受けた期間は登校または出勤を禁止しますので、速やかに「11. 問い合わせ先」へ報告してください。

## 6. 感染が拡大している地域からの訪問者について

感染が拡大している地域からの各部局が実施している研究者の受け入れや、行事等に招へいしている来客等については、受け入れ等を中止または延期してください。（留学生や研究生など、学内で所定の受け入れ手続きを行う者への対応は別途協議します。）

## 7. 学業・就業上の取り扱いについて

### 1) 発熱等の風邪の症状が見られる場合

○37.5℃以上の発熱や風邪の症状（くしゃみ、鼻水、鼻づまり、咳、のどの痛み、倦怠感、関節痛など）が見られるときは登校または出勤を禁止しますので、速やかに所属部局へ報告してください。

○発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、風邪の症状が改善するまでは登校または出勤を禁止します。

○解熱後24時間以上が経過し、風邪の症状が改善した後も引き続き健康状態に留意してください。

登校禁止となる期間の学業上の取り扱いについては、学生の不利益とならないようにします。

教職員については、出勤禁止となる期間は就業規則に基づく「就業禁止」とし、対象となる期間の給与は教職員の不利益とならないようにします。

### 2) 新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触した場合

濃厚接触者に特定された者は、接触した日から14日間は登校または出勤を禁止しますので、自宅等で待機し経過観察を行うとともに、速やかに「11. 問い合わせ先」へ報告してください。

濃厚接触者に特定されなかった場合でも、濃厚接触の疑いがあるときは所属部局長の判断で、5日間は登校または出勤を禁止しますので、自宅等で待機し経過観察を行ってください。

登校禁止となる期間の学業上の取り扱いについては、学生の不利益とならないようにします。

教職員については、出勤禁止となる期間は就業規則に基づく「就業禁止」とし、対象となる期間の給与は教職員の不利益とならないようにします。

### 3) 新型コロナウイルスに感染した場合

治癒するまで登校または出勤を禁止しますので、速やかに所属部局へ報告してください。

登校禁止となる期間の学業上の取り扱いについては、学生の不利益とならないようにします。

教職員については、出勤禁止となる期間は就業規則に基づく「就業禁止」とし、対象となる期間の給与は教職員の不利益とならないようにします。

### 4) 感染が拡大している地域から帰国する場合

「レベル3（渡航中止勧告）」が出ている地域からの帰国者は、帰国した日から14日間は登校または出勤を禁止しますので、自宅等で待機し経過観察を行うとともに、速やかに「11. 問い合わせ先」へ報告してください。

日本への入国時に検疫所等の公的機関から、指定する場所での待機要請を受けた者は、待機要請を受けた期間は登校または出勤を禁止しますので、速やかに「11. 問い合わせ先」へ報告してください。

登校禁止となる期間の学業上の取り扱いについては、学生の不利益とならないようにします。

教職員については、出勤禁止となる期間は就業規則に基づく「就業禁止」とし、対象となる期間の給与は教職員の不利益とならないようにします。

※なお、「就業禁止」となった教職員は、適宜、所属部局に経過報告を行うとともに、出勤するにあたっては所属部局長の指示に従ってください。

## 8. 附属学校園等の臨時休校等に伴い休業となる者の給与の取扱いについて

附属学校園の臨時休校や、学術情報基盤図書館の夜間・休日の閉館に伴い休業となる者については、雇用当初から休業期間中の勤務が見込まれていた場合に限り、対象となる期間の給与は休業となる者の不利益とならないようにし、令和2年3月2日か

ら適用します。

## 9. 小学生等の子を持つ教職員の休暇取得への配慮について

本学教職員が養育する子が通う学校等が一斉臨時休業措置を実施する場合で、その子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、必要とする期間、特別休暇（有給）の取得を認めるものとし、令和2年3月2日から適用します。

所属長は、休みの取りやすい環境の整備に努めてください。

## 10. 関連情報URL

- ・高知大学保健管理センター（注意喚起）「<http://www.kochi-u.ac.jp/hokekan/>」
- ・内閣官房「[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)」
- ・外務省「<https://www.anzen.mofa.go.jp/>」
- ・厚生労働省「[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)」
- ・文部科学省「[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)」
- ・高知県「<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/geninhumeihaien.html>」
- ・新型コロナウイルス相談センター「<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/35/shingatacorona.html>」

## 11. 問い合わせ先

※メール送信時は★を@に変えて送ってください。

### ①. 日本人学生に関すること

朝倉 学務課修学支援室 メール:gm25★kochi-u.ac.jp Tel:088-844-8653

岡豊 学生課学生支援係 メール:ia30★kochi-u.ac.jp Tel:088-880-2268

物部 物部総務課学務室 メール:km13★kochi-u.ac.jp Tel:088-864-5116

### ②. 各学部の連絡先

人文社会科学部	メール:gm15★kochi-u.ac.jp Tel:088-844-8649
教育学部	メール:gm16★kochi-u.ac.jp Tel:088-844-8653
理工学部	メール:gm17★kochi-u.ac.jp Tel:088-844-8742
医学部	メール:ia21★kochi-u.ac.jp Tel:088-880-2262
農林海洋科学部	メール:km12★kochi-u.ac.jp Tel:088-864-5168
地域協働学部	メール:gm24★kochi-u.ac.jp Tel:088-844-8903

### ③. 外国人留学生に関すること

国際交流室 メール:kr03★kochi-u.ac.jp Tel:088-844-8683

### ④. 教職員に関すること

人事課安全衛生係

岡豊キャンパス以外 メール:kj04★kochi-u.ac.jp Tel:088-844-8736

岡豊キャンパス メール:kj04★kochi-u.ac.jp Tel:088-880-2222

### ⑤. 上記以外に関すること

総務課総務係 メール:ks04★kochi-u.ac.jp Tel:088-844-8116



〒780-8520 高知県高知市曙町二丁目5番1号

電話: 088-844-0111(代表)

E-mail: kikakukh@kochi-u.ac.jp